

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

平成二十九年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（平成二十九年度第二部会第四回）

二 開催日時

平成二十九年九月二十六日 午前八時五十五分から午前十一時五分まで

三 開催場所

広島県庁本館一〇二会議室

四 出席した委員

田中委員、近藤委員、折橋委員

五 議事の概要

1 平成二十九年度諮問第二号事案について、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第十一条の規定により、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条において準用する法第七十九条の規定による審査請求人等に対する答申書の写しの送付を、審査会事務局において処理したことを報告した。

2 平成二十九年度諮問第三号事案について、答申に向けた審議を行い、法第八十一条において準用する法第七十九条及び広島県行政不服審査会運営要領（平成二十八年六月二日施行。以下「運営要領」という。）の規定により、答申を行うことを決議した。

3 同答申について、条例第十一条の規定により、運営要領の規定による審査庁に対する答申書の交付を、審査会事務局において処理することを決議した。

4 同答申について、条例第十一条の規定により、法第八十一条において準用する法第七十九条の規定による審査請求人に対する答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を、審査会事務局において処理することを決議した。